

退職金専用定期貯金～ハッピーセカンドライフプラン～

(平成 29 年 2 月 1 日現在適用中)

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> 退職金専用スーパー定期貯金＜複利型＞ 愛称：～ハッピーセカンドライフプラン～ 【定期貯金プラン】
2. 販売対象	<p>＜「退職金専用定期貯金～ハッピーセカンドライフプラン」をご利用いただける方は以下に該当する方となります＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職金をお受け取りになってから 1 年以内の個人の方で、本定期貯金のお申込時に、「退職所得の源泉徴収票」などの退職金受取金額を確認できる書類（写しでも可）をご用意できる方 当 J A の組合員の方
3. 預入期間	<ul style="list-style-type: none"> 3 年 預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入単位 (3) 預入限度	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 1 円単位 1 円以上退職金受取金額まで
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括して払い戻します。 (その定期貯金をお預け入れいただいている取引店に限ります) 一部支払いの取扱いができます。預入日の 1 か月後の応当日以後に、1 万円以上 1 円単位で、当 J A 所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 預入時におけるスーパー定期 1 年の店頭表示金利に、プランに応じた金利を上乗せして初回満期日まで適用します。 ＜満期日以降のお取り扱い＞ 申し出がない場合は、満期日以降はスーパー定期 3 年ものに継続させていただきます。また、その際の満期日以降の金利は、店頭表示のスーパー定期 3 年ものの金利となります。(初回満期日以降は金利上乗せとはなりませんのでご了承ください。) 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 6 か月毎の複利計算をします。 平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間は、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）となります。 窓口チラシをご用意しております。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に 0.50% を上乗せした利率) マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。

<p>9. 中途解約時の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により6か月毎の複利計算した利息とともに払い戻します。 <table border="1" data-bbox="512 248 1019 622"> <tr> <td>契約期間 預入期間</td> <td>3年</td> </tr> <tr> <td>6か月未満</td> <td>解約時の普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>1年6か月以上</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>2年6か月以上</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> <tr> <td>3年以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4年以上</td> <td></td> </tr> </table>	契約期間 預入期間	3年	6か月未満	解約時の普通貯金利率	6か月以上	約定利率×40%	1年以上	約定利率×50%	1年6か月以上	約定利率×60%	2年以上	約定利率×70%	2年6か月以上	約定利率×90%	3年以上		4年以上	
契約期間 預入期間	3年																		
6か月未満	解約時の普通貯金利率																		
6か月以上	約定利率×40%																		
1年以上	約定利率×50%																		
1年6か月以上	約定利率×60%																		
2年以上	約定利率×70%																		
2年6か月以上	約定利率×90%																		
3年以上																			
4年以上																			
<p>10. 貯金（預金） 保険制度 （公的制度）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 																		
<p>11. 苦情処理措置 および紛争 解決措置の 内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または金融共済部（電話：0138-46-2323）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、北海道農業協同組合中央会が設置・運営する北海道JAバンク相談所（電話：011-232-5031）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部または北海道JAバンク相談所にお申し出ください。 札幌弁護士会（電話：011-251-7730） 																		
<p>12. その他参考 となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 本定期貯金の利用は、お一人様一回に限らせていただきます。 金利情勢等によって、取扱内容を変更させていただく場合や、取扱を中止させていただく場合がございますので、ご了承ください。 退職金のお預け入れと同時に、当JAにて年金受取のご予約をしていただきます。 窓口のみでのお取扱いとなります。 																		

詳しくは窓口までお問い合わせください。

JA 函館市亀田